

令和6年度 第10回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和6年度第10回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和7年1月29日(水) 14:00~15:10	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	2番 下河内 昭博 3番 川尻 一行 4番 村上 浩司 5番 清水 正子 6番 室元 文雄 7番 中福 留美 8番 田中 正彦 9番 小原 正清		
欠席委員	1番 山田 隆見		
出席者 総 数	出席委員 8名		
事務局 職 員	書 記 佐山 靖裕 書 記 永村 由美 書 記 小山内 紘介		
傍 聴 者	向井 推進委員		
議 事 録 署名委員	3番 川尻 委員 4番 村上 委員		
提出議題	議事 諸報告 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第46号 農用地利用集積計画の決定について 議案第47号 江田島市地域計画の策定について 協議事項		

1 開 会

佐山書記 定刻になりましたので、只今から令和6年度第10回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者は、委員総数9名中、8名が出席されています。山田委員については、欠席の連絡をいただいております。また、事務局長は他の公務により欠席とさせていただきます。そのため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本日の総会は成立していることを御報告します。また、議事録作成のため、本会議を録音させていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

小原会長 皆様、本日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。寒くなったり暑くなったりと体調を崩しやすいとは思いますが、風邪をひかないよう気を付けてまいりましょう。

佐山書記 これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、小原会長が議長となります。小原議長よろしくお願ひします。

2 議事録署名者の指名について

議 長

日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては、3番の川尻委員と4番の村上委員の指名をお願いさせていただきます。よろしくお願ひします。なお、書記に佐山、永村、小山内の3名の書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長

日程第3の諸報告です。事務局の方からお願ひします。

永村書記

本日は審議する事案が多くなっております。スピードを上げていきますので御協力お願ひします。本日の事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条の許可申請について。

2つ目は、農地法第4条の許可申請について。

3つ目は、農地法第5条の許可申請について。

4つ目は、農用地利用集積計画の決定について。

5つ目は、江田島市地域計画の策定について。

以上です。

議 長

それでは、日程第4の議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してもらいます。

議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の

佐山書記 規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和7年1月29日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

お手許に現地写真をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

番号1、譲渡人、A、82歳、住所、江田島市江田島町、職業、無職。

譲受人、B、70歳、住所、広島市佐伯区、職業、無職。

所在地、江田島町●●__丁目__番__の1筆、面積は、213㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「胡桃の木が大きくなり隣地の畑に実が落ちて、イノシシがその実を食べに来て迷惑をかけているので、当該地を売却することにした。」

譲受人は「今回、譲渡人と土地の売買について合意が得られたため有償で譲り受ける。所有権移転後は、イノシシの被害を防ぐため当該地の電気柵を延長して里芋、かぼちゃ、すいか等の野菜類を耕作する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 1番の案件につきましては、私が関係委員となります。(9番、会長)

特段、問題はないのですが、木が大きくなっているので管理が大変になると
思います。農地は管理されておりますので、問題ありません。

何か御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。本案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号2、譲渡人、C、相続人 D、E、住所、兵庫県尼崎市、所有者との関係、相続人。

譲受人、F、56歳、住所、安芸郡海田町、職業、会社員。

所在地、能美町●●字○○__番__の1筆、面積は1,362㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地の譲渡手続き中に所有者が亡くなり、所有者の相続人である長男、長女からの連名で申請があったため有償で譲り渡す。」

譲受人は「近い将来、呉市への移住を計画しており、今回、当該地の相続人と土地の売買について合意が得られたため有償で譲り受ける。所有権移転後は、呉市から通いながら果樹類を耕作する。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。

御審議をお願いします。

議長 2番の案件につきましては、田中委員が関係委員となりますので説明をお願いします。(8番、田中委員)

室元委員 今、事務局が説明されたとおりで間違いありません。現地確認を行ったときには、木の伐採を行っている途中でした。よろしくお願いします。

議長 何か御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

永村書記 番号3、貸し人、G、78歳、住所、江田島市大柿町、職業、会社役員。
借り人、H、51歳、住所、江田島市大柿町、職業、自営業。
所在地、大柿町●●字○○__番__、外2筆、合計面積は1,367㎡。
申請理由は使用貸借で、貸し人は「数年前に当該地を管理していた主人が亡くなり、今後、適正な管理が困難になるため近所に住む借り人に無償で貸し付ける。」
譲受人は「当該地には既に柑橘類が植えてあり、以前から管理を任されていた。今回、正式な手続きを行うため申請する。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 3番の案件につきましては、中福委員が関係委員となりますので、説明をお願いします。(7番、中福委員)

中福委員 写真を見ていただいたら分かりますように、現在も適正に管理されており問題ありません。借り人は、元胡子委員の息子さんなので、きちんと営農してくれると思います。

議長 御質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	全員挙手。
議長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>番号 4、譲渡人、I、住所、江田島市大柿町、職業、■■■。</p> <p>譲受人、J、50 歳、住所、江田島市大柿町、職業、会社員。</p> <p>所在地、大柿町●●字○○__番__、外 1 筆、合計面積は、18.12 m²。</p> <p>申請理由は譲渡で、譲渡人は「昭和 45 年の国土調査により現在の境界を設定した。その当時の境界設定が誤っており本来、民有地である土地を△△にしていることが判明した。法務局と協議した結果、分筆登記を行い隣地所有者へ有償で譲り渡す。」</p> <p>譲受人は「I から分筆した当該地の譲渡依頼があり、本来の姿に土地を戻すことに納得し有償で譲り受ける。」</p> <p>農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p> <p>4 番の案件につきましては、中福委員が関係委員となりますので、説明をお願いします。(7 番、中福委員)</p>
議長	事務局が説明したとおり境界に誤りがあり、それを修正するためお互いが納得されているとのことでした。
中福委員	御質問等はありませんか。
議長	無しの声あり。
委員	無いようですので採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員挙手。
委員	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
議長	番号 5、譲渡人、K、住所、江田島市大柿町、職業、■■■。
佐山書記	<p>譲受人、L、92 歳、住所、江田島市大柿町、職業、無職。</p> <p>所在地、大柿町●●字○○__番__の 1 筆、面積は、4.76 m²。</p> <p>申請理由は譲渡で、譲渡人は「昭和 45 年の国土調査により現在の境界を設定した。その当時の境界設定が誤っていることが判明した。法務局と協議した結果、分筆登記を行い隣地所有者へ有償で譲り渡す。」</p> <p>譲受人は「K から分筆した当該地の譲渡依頼があり、本来の姿に土地を戻すことに納得し有償で譲り受ける。」</p> <p>農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以</p>

上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 4番の案件につきましては、中福委員が関係委員となりますので、説明をお願いします。(7番、中福委員)

中福委員 先程の案件と同じで、登記を変えておかねばなりません。よろしくお願いします。

議長 御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 6番、譲渡人、M、57歳、住所、広島市東区、職業、会社員。
譲受人、N、45歳、住所、江田島市能美町、職業、地方公務員。
所在地、江田島町●●__丁目__番__、外1筆、合計面積は、585㎡。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「市外に居住し今後、適正な管理が困難になることが予想される。今回、譲受人と不動産の売買について合意が得られたため隣接地にある宅地建物と一緒に売却する。」
譲受人は「当該地の隣地に妻の両親が耕作する樹園地があり、農業を教えてもらいながら耕作できるため購入する。所有権移転後は、隣接地の住宅に居住しながら柑橘類を耕作する。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 4番の案件につきましては、私が関係委員となります。(9番、会長)
写真にあります空き家の南側に両親の樹園地がありますので、当該農地も適正に管理されるものと思います。特段、問題はありません。
御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号7、譲渡人、O、66歳、住所、滋賀県大津市、職業、会社員。
譲受人、P、57歳、住所、広島市佐伯区、職業、会社員。
所在地、江田島町●●__丁目__番__、外2筆、合計面積は、1,723㎡。
申請理由は贈与で、譲渡人は「相続により当該地を取得したが、県外に居住しているため現在までは、利用権設定で第三者に貸与していた。今回、借り人と合意解約に至り無償で親戚である譲受人に譲り渡す。」
譲受人は「将来、農業をしたいと思っているので、譲渡人から無償で譲り受ける。現在は、市外に居住し適正な管理が困難になるので、現在まで管理をされていた借り人に有償で貸し付ける。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 7番の案件につきましては、山田委員が関係委員となりますので、事務局は代わりに説明をお願いします。(永村書記)

永村書記 譲渡人と譲受人は、親戚関係にあり農地の譲渡に問題はありません。所有権移転後も現在管理をされている方に利用権で貸し付けるとのことです。現況は手前でブロッコリー、奥側で柑橘を耕作されておりました。今後も適正に管理されると思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 御質問等はございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 無いようですので採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 ありがとうございます。全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号8、譲渡人、Q、74歳、住所、広島市西区、職業、無職。
譲受人、R、73歳、住所、江田島市大柿町、職業、無職。
所在地、大柿町●●字○○__番__、外2筆、合計面積は、2,639㎡。
申請理由は贈与で、譲渡人は「当該地を相続により取得したが、市外に居住し適正な管理が困難になるため、近隣に居住する友人に無償で譲り渡す。」
譲受人は「譲渡人である友人からの依頼を受けて無償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の野菜類を耕作する。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長	8番の案件につきましては、村上委員が関係委員となりますので、説明をお願いします。(4番 村上委員)
村上委員	事務局が説明したとおりで間違いありません。問題はありませんので、よろしくをお願いします。
議 長	2.5反もある農地で自家消費用の野菜類を耕作するとありますが、大丈夫でしょうか。
村上委員	今も農業を手広く営農されておりますので、問題はないと思います。
議 長	他に御質問等はございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	番号9、譲渡人、S、84歳、住所、江田島市沖美町、職業、無職。 譲受人、T、72歳、住所、江田島市大柿町、職業、会社役員。 所在地、沖美町●●字○○__番、外1筆、合計面積は、1,349㎡。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢で適正な管理が困難になったため、譲受人からの希望に応じて有償で譲り渡す。」 譲受人は「譲渡人と土地の売買について合意が得られたため、有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の野菜類やレモンを栽培する。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。
議 長	9番の案件につきましては、下河内委員が関係委員となりますので、説明をお願いします。(2番 下河内委員)
下河内委員	先月、非農地で申請されかけた案件で山林を綺麗に伐根してしまった農地です。今は非農地でなく農地として所有権移転を行うことになりました。申請書類上は問題ないのですが、何か3条でなく転用案件のような感じが取れます。
村上委員	自分の園地からよく見下ろせる農地なので、引き続き確認していこうと思います。譲受人は、色々と建設関係の事業を行っている会社を運営されています。

中福委員 最近は、3条で農地を取得して、すぐに転用しても問題ないのでしょうか。

佐山書記 問題ありません。昔は3年3耕作という縛りがありました。

議長 他に御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 無いようですので採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号10、譲渡人、U、67歳、住所、広島市佐伯区、職業、無職。
譲受人、V、54歳、住所、広島市中区、職業、パート。
所在地、沖美町●●字○○__番__、外2筆、合計面積は、985㎡。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地を含む実家建物を相続により取得したが、市外に居住し適正な管理が困難なため有償で譲り渡す。」
譲受人は「宅地建物と当該地の売買について、譲渡人と合意が得られたため有償で譲り受ける。所有権移転後は、自家消費用の柑橘類や野菜類を耕作する。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 10番の案件につきましては、下河内委員が関係委員となりますので、説明をお願いします。(2番 下河内委員)

下河内委員 若干、竹が生えて荒れている農地もありますが、空き家も買われるので耕作してもらえenと思います。

議長 御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。以上で3条の審議を終わりました、議案第44号、農地法第4条による許可申請について事務局、お願いします。

佐山書記	<p>議案第 44 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。</p> <p>令和 7 年 1 月 29 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号 1、申請人氏名、W、住所、能美町中町、職業、会社役員。</p> <p>所在地、能美町●●字○○__番__の 1 筆、面積は、236 m²。</p> <p>申請理由は駐車場への転用で、申請人は「昭和の年月日不詳に■■の駐車場として、農地法の許可申請を失念して貸与していた。現在もアスファルト敷の雑種地となっており、今回、所有する土地の整理をするに当たり地目変更登記が必要となるため始末書を添えて申請する。」</p> <p>現況は、既にアスファルト敷の雑種地となっており本案件は、追認案件となります。以上御審議をお願いします。</p>
議 長	<p>1 番の案件につきましては、室元委員が関係委員となりますので説明をお願いします。(6 番、室元委員)</p>
室元委員	<p>50 年以上前に■■が開店したときから、駐車場として利用していたと思います。地目変更は仕方ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>何か御質問等はありませんか。</p>
委 員	<p>無しの声あり。</p>
議 長	<p>無いようなので、採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全会一致で、許可とします。事務局は、次をお願いします。</p>
佐山書記	<p>番号 2、申請人氏名、X、住所、江田島市能美町、職業、会社役員。</p> <p>所在地、能美町●●字○○__番__、外 1 筆、合計面積は、1,272 m²。</p> <p>申請理由は作業工場、作業場への転用で、申請人は「今回、自己所有地を整理するために調査したところ、当該地を自分が経営する会社で使用していることが判明した。古いことで当時の経緯が定かでなく、地目登記を変更するため始末書を添えて申請する。」</p> <p>現況は、既に海産物加工会社の工場用地として利用しており本案件は、追認案件となります。以上御審議をお願いします。</p>
議 長	<p>2 番の案件につきましては、田中委員が関係委員となりますので説明をお願いします。(8 番、田中委員)</p>

田中委員 議 長	今、事務局が説明したとおりで間違いありません。よろしくお願ひします。 何か御質問等はございませぬか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願ひします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で、許可といたします。以上で4条の審議を終わりにして、議案第45号、農地法第5条の許可申請について、事務局は説明をお願ひします。
佐山書記	議案の38ページを御覧ください。 議案第45号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和7年1月29日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号1、譲渡人、Y、住所、呉市阿賀北、職業、無職。 譲受人、Z、住所、東広島市西条中央、職業、無職。 所在地、江田島町●●__丁目__番の1筆、面積は、129㎡。 申請理由は駐車場への転用で、譲渡人は「平成21年に相続により当該地を取得したが、市外に居住しており適正な管理が困難で隣接地にある住宅も空き家となっていた。今回、隣接地にある宅地建物と一緒に売却するため申請する。」 譲受人は「隣接地にある宅地への移住を計画しており、住宅地には駐車場がなく生活上、不便で当該地を駐車場として利用するため有償で譲り受ける。」 自家用車2～3台分の駐車場として利用する。以上御審議をお願ひします。
議 長	1番の案件につきましては、私が関係委員となります。(9番、会長) 写真を見ていただいたら分かるように、3段くらいの土地になっておりますが、駐車場がないと不便なので仕方ないと思ひます。特段、問題はありませぬので、よろしくお願ひします。 何か御質問等はございませぬか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。この1番の案件について、許可することに賛成の方の挙手をお願ひします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で、許可とします。事務局は、次をお願ひします。

佐山書記	<p>番号 2、譲渡人、A、住所、福山市久松台、職業、無職。 譲受人、B、住所、安芸郡府中町、職業、不動産業。 所在地、能美町●●字○○__番__の 1 筆、面積は、472 m²。 申請理由は宅地への転用で、譲渡人は「当該地で住宅を建築計画があり、土地の売買について譲受人と合意が得られ、農振除外申請も済んでいるため有償で譲り受ける。」 譲受人は「当該地に娘夫婦が住宅を建築して本市への移住を計画しており、宅地への地目変更登記を行うため申請する。」 木造平屋建て住宅 1 棟、建築面積 99.17 m²、駐車場、庭を建設予定。以上、御審議をお願いします。</p>
議 長	室元委員が関係委員となりますので、説明をお願いします。(6 番、室元委員)
室元委員	近隣も住宅地となっているため宅地への転用は問題ありません。よろしくお願ひします。
委 員	何か御質問等はありませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>番号 3、貸し人、C、住所、江田島市沖美町、職業、無職。 借り人、D、住所、江田島市沖美町、職業、アルバイト。 所在地、沖美町●●字○○__番__の 1 筆、面積は、922 m²。 申請理由は宅地への転用で、貸し人は「農業用水もなく農地としての管理が行われていなかったため、遊休農地化していた。今回、娘から貸与の希望があったため無償で貸し付ける。」 借り人は「母親が所有する遊休農地の有効利用として、グランピング施設やキャンプ場を開設するため申請する。」 グランピング施設、キャンプ場、駐車場を建設予定。以上御審議をお願いします。</p>
議 長	<p>3 番の案件につきましては、川尻委員が関係委員となりますので、説明をお願いします。(3 番、川尻委員)</p> <p>事務局が説明したとおり問題ありません。よろしくお願ひします。</p>

川尻委員	何か御質問等はありませんか。
議長	無しの声あり。
委員	無いようなので、採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
議長	全員挙手。
委員	ありがとうございます。全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
永村書記	番号 4、譲渡人、E、住所、江田島市能美町、職業、無職。 譲受人、株式会社F G、住所、江田島市沖美町、会社役員。 所在地、能美町●●字○○__番__、外 1 筆、合計面積は、107 m ² 。 申請理由は土地の交換で、譲渡人は「自分が所有する農地が前面道路に接続されていないので、譲受人が所有する土地と交換するため申請する。」 譲受人は「譲渡人からの申し出があり自分が経営する会社が所有し、資材置き場として使用している土地の隣地となるため申し出を受け、土地を交換し雑種地に転用する。」 進入路、資材置き場への転用となります。以上御審議をお願いします。
議長	4 番の案件につきましては、室元委員が関係委員となりますので、説明をお願いします。(6 番、室元委員)
室元委員	事務局が説明したとおり問題ありません。譲渡人が所有する農地には、進入路がなく不便なので確保するために、既に測量もされていました。よろしくをお願いします。
議長	何か御質問等はありませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可といたします。以上で 5 条の申審議を終わりました、議案第 46 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局は説明をお願いします。
佐山書記	議案第 46 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第

18条第1項の規定により、江田島市市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について依頼があったので、農業委員会の議決を求める。

令和7年1月29日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1から28までも案件につきまして、農林水産課の小山内主任から説明をお願いします。

小山内主任 沖美町沖地区でのレモン団地造成事業に係る、各所有者から農地中間管理機構が借りる案件について説明する。

議長 何か御意見等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。本計画を決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で決定とします。続きまして議案47号、江田島市地域計画の策定について、事務局は、説明をお願いします。

佐山書記 議案47号、江田島市地域計画の策定について。農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、江田島市長より諮問の依頼があったので、別紙のとおり江田島市地域計画について農業委員会の意見を求める。

令和7年1月29日提出、江田島市農業委員会会長 小原 正清。

こちらにつきましても、農林水産課の小山内主任に説明してもらいます。

小山内主任 江田島市地域計画(案)、目標地図について説明する。

議長 今、この場ですぐに返事をするという案件でもないと思いますので、2月の総会で決を採りたいと思います。反対意見はありませんか。

委員 異議なし。

議長 それではよろしく願いいたします。

以上で本日の全審議を終了しました。日程第5号の協議事項について事務局は、何かありますか。

佐山書記

- ・新年会参加のお礼について。
- ・視察研修について。

- ・農地相談会について。